

## 北部 3 県および宮城県気仙沼地区における系統連系申込み等に係るお知らせ

当社は、管内の送電線および変圧器の空き容量の情報について、資源エネルギー庁より公表されております「系統情報の公表の考え方」（平成 24 年 12 月公表・平成 28 年 4 月改定）に則り、定期的にホームページ上に公表しておりますが、過日、平成 28 年 5 月 31 日付の公開の際に、再生可能エネルギー電源をはじめとする発電設備の系統連系にともない、北部と南部を接続する基幹送電線の一つに熱容量超過が予想されたことから、系統制約エリアの範囲が、青森・岩手・秋田県と宮城県気仙沼地区に拡大した旨をご案内しておりました。

これまで、系統連系制約エリアにおける発電事業者さまからの発電設備等の系統連系申込み等（特別高圧・高圧で連系する案件）につきましては、関係機関にも相談のうえ受付しておりましたが、平成 28 年 8 月 16 日以降、基幹系統の更なる増強工事が必要となったことから、系統連系制約エリアにおける発電事業者さまからの発電設備等の系統連系申込み等（特別高圧・高圧で連系する案件）に係る取扱いを以下のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 系統連系申込み等（特別高圧・高圧）の受付について

系統の状況が変化し、基幹系統の更なる増強工事が必要となることから、平成 28 年 8 月 16 日以降の系統連系申込み等（特別高圧・高圧）<sup>※1※2</sup>の受け付けには、再度接続検討申込みが必要となります。

なお、系統連系申込み等（特別高圧・高圧）の受付可否につきましては、系統連系申込み等（特別高圧・高圧）に係る書類一式を当社にて受領後、すみやかにお知らせいたします。

※1 系統連系申込み等（特別高圧・高圧）とは、系統連系申込書（同時申込みの場合、「意思表明書」）、発電量調整供給兼基本契約申込書を指します。

※2 同一事業地において 50 k W 以上の設備を 50 k W 未満の設備に分割した低圧電源を含みます。

### 2. 接続検討申込み中の案件について

基幹系統の更なる増強工事の検討等により、回答までお時間を要する場合がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

#### 《送配電等業務指針（抜粋）》

（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い）

第 8 9 条 前条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。

一系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合（接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。）

二発電設備等に関する契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合

三接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合